

医 対 第 3398 号
令和 7 年 3 月 31 日

厚生労働省医政局医事課長 様

大阪府医療対策協議会
会長 阪本 栄
(大阪府医師会副会長)

医学部臨時定員地域枠における配分方針に関する要望

令和 8 年度の医学部臨時定員の配分に関し、令和 7 年 2 月 14 日付け医政局医事課と文部科学省の連名の事務連絡では「第 9 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会で示した方針に沿って配分を行う」ということが示され、医師多数県は「令和 7 年度定員から令和 6 年度定員に 0.2 を乗じた数を減算」される方針となっていることに対して、以下のとおり要望いたします。

1. 本府は医師多数県に位置づけられているものの、地域や診療科における医師偏在が課題（別添「府内の医師偏在状況」参照）となっており、その解消のために、従事義務が課される地域枠医師の養成は重要な施策となっています。そのような中、令和 7 年度の臨時定員について、医師多数県の定員を削減し、その減員分を活用して医師少数県の定員を増員するという国の方針を受け、本府を含め医師多数県は大学と調整し、全体で 30 枠の減員を実現しました。しかしながら、医師少数県の増員は 8 枠に留まっており、結果として医師多数県の定員を必要以上に減員した形になりました。地域における医師の確保に必要な範囲で臨時定員の設置を認めるとしているが、必要以上に臨時定員数を減員したことは、必要な医師の確保を妨げることとなり、将来の医療提供体制への影響が危惧されます。

上記のとおり、本府にとっても臨時定員を活用した地域枠医師の養成は医師の偏在解消に向けた重要な施策となっており、可能な限り定員を確保したいと考えています。ついては、減員の復元については、恒久定員内への設置状況や医師の高齢化の状況などの要件を付したもののほか、配分調整の結果、総数に残余がある場合にも、本府の実情（地域偏在及び診療科偏在）に鑑み、本府に復元していただきたい。

2. 今後、配分方針の検討にあたっては、まずは医師少数県において真に必要な地域枠の定員数を示したうえで、その必要数についてのみ医師多数県から削減するなど配分・調整方法の順序を見直していただきたい。

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課
医療人材確保グループ
TEL : 06-6944-8183
FAX : 06-6944-8227
E-mail : iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

府内の医師偏在状況

<別添>

○医師の地域偏在

- ・府内には全国下位1/3に該当する医師少数区域はないものの、4医療圏（北河内、中河内、堺市、泉州）が全国平均値を下回っている。

・二次医療圏別の医師偏在指標

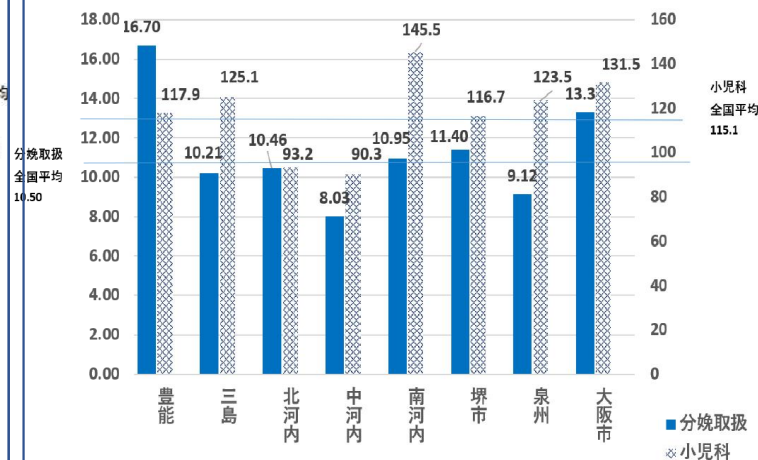


出典：厚生労働省 医師偏在指標を加工

○医師の診療科偏在

- ・分娩取扱医師偏在指標では4医療圏が全国平均を下回っている。
- ・小児科医師偏在指標では2医療圏が全国平均を下回っており、うち1医療圏（中河内）は、相対的医師少数区域（全国下位1/3）に該当。

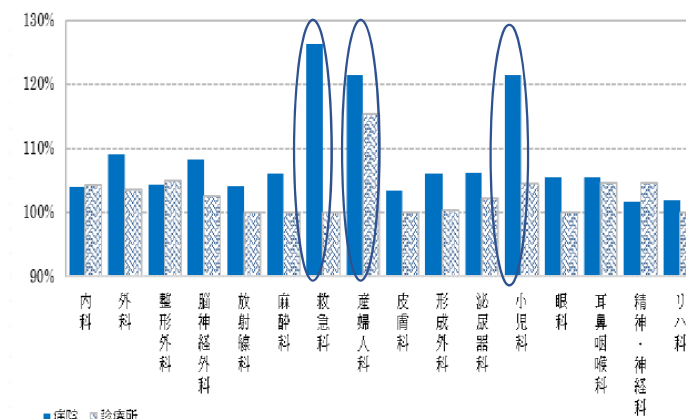
・二次医療圏別の医師偏在指標（産科・小児科）



出典：厚生労働省 医師偏在指標を加工

- ・医師の年間の時間外労働について960時間を100%とした場合の病院・診療所別・診療科別の超過時間の割合について集計。
「病院の救急科」、「病院の産婦人科」、「病院の小児科」の順に超過割合が高い。

・年間時間外労働960時間を100%とした場合の病院・診療所別、診療科別超過時間割合



出典：医師確保計画（第8次前期）策定のための府実態調査（R5）結果をもとに作成